

久光製薬グループ 人権方針

久光製薬グループ(以下「当社グループ」)は、医薬品などの創製・育薬・製造・販売を通じて「世界の人々のQOL(クオリティ・オブ・ライフ:生活の質)向上を目指す」を経営理念とし、『「手当て」の文化を、世界へ。』を企業使命と定め、貼付剤に留まらず、様々な商品・サービスを通じて世界中の人々へ思いやりに溢れた「手当て」の文化を広げる活動を積極的に展開してまいります。

当社グループの事業活動に関連する人々の人権を尊重することは当社の経営理念と合致するものであり、当社グループの重要な努めです。当社グループは人権尊重を基礎とした経営・事業活動を継続的に行っていくことで、持続可能な社会の発展に貢献していきます。

1. 人権に対する基本的な考え方

本方針は、人権の尊重をはじめとする行動規範を規定した「久光企業憲章」の内容を、より具体的に事業活動に組み込むことを目的に、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」に基づき策定したものです。当社グループは人権尊重の取り組みにあたっては、以下に掲げる人権に関する国際規範を支持し、尊重します。

- 全ての人々の基本的人権について規定した国際連合の「国際人権章典」
(「世界人権宣言」、「市民的及び政治的権利に関する国際規約」、「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」)
- 労働における基本的権利を規定した国際労働機関(ILO)の「労働における基本的原則及び権利に関するILO宣言」※
- 世界医師会の「人間を対象とする医学研究の倫理的原則(ヘルシンキ宣言)」
- 「子どもの権利とビジネス原則」等

※中核的労働基準である「結社の自由及び団体交渉権の実効的な承認」、「あらゆる形態の強制労働の撤廃」、「児童労働の実効的な廃止」、同一価値の労働に対する男女労働者に対する同一報酬を含む「雇用及び職業についての差別の撤廃」、「安全かつ健康的な作業環境」の支持・尊重を含みます。

2. 適用範囲

本方針は当社グループの全ての役員・従業員に適用されます。また、当社グループの事業に関わる全てのビジネスパートナーに対しても、本方針の遵守を求めます。

3. 人権尊重責任の実行

人権は、当社グループの全ての役員・従業員やビジネスパートナーに加え、当社グループの商品・サービスに関係する全ての人々において保護・尊重されるべきものです。これらの人々の人権が尊重されるために、当社グループは人権への負の影響を引き起こす、または助長することを回避し、そのような影響が生じた場合にはこれに対処します。また、取

引関係者等による人権への負の影響が、当社グループの事業、商品・サービスに関連していることが疑われる場合は、取引関係者等に対して人権を尊重し侵害しないよう求めます。

4. 事業活動に関わる人権課題

事業活動に関連する以下の人権課題への取り組みが重要であると認識しています。

お客様に対する人権尊重

- ・人々の健康に関わる商品・サービスを取り扱う生命関連企業として、高品質な商品の安定供給、倫理的な責任ある広告・マーケティングおよび情報提供・情報収集活動など人々の生命の尊厳を尊重した事業活動を行います。また、臨床試験における被験者の人権を尊重、保護します。
- ・経営理念である「世界の人々の QOL 向上を目指す」を実現するために、世界の多くの人々が平等に医薬品・サービスおよび情報へのアクセスが可能な環境づくりに努めます。
- ・人々の生活基盤である地球環境と人権との関わりを認識し、地球社会の一員として環境経営を推進し、地域社会との共生を目指します。

サプライチェーンにおける人権

- ・当社グループの事業に関わるビジネスパートナーに対しても人権尊重を求めるとともに、特に調達活動においては、人権と労働、安全衛生、環境、コンプライアンスに配慮した、持続可能な調達を推進します。

職場における人権

- ・従業員の多様性・人格・個性を尊重するとともに、人種、国籍、民族、性別、性的指向、性自認、年齢、宗教、信条、障がい、疾病、社会的身分による不当な差別やハラスメントを行いません。
- ・労働安全衛生の確保、長時間労働の削減を含む適切な労働時間の管理、最低賃金および生活賃金の確保に努め、従業員のゆとりと豊かさを実現し、安全で働きやすい環境を確保します。

5. 人権デュー・ディリジェンス

当社グループは、事業活動に関連する人権への負の影響を特定し、これを防止または軽減するために、人権デュー・ディリジェンスを継続的に実施します。

6. ステークホルダーとの対話・協議

当社グループは、関連するステークホルダーとの対話と協議を通じて、人権課題の特定および人権尊重の取り組みを推進します。

7. 教育・研修

当社グループは、本方針が理解され効果的に実施されるよう、全ての役員・従業員に対して適切な教育と研修を行います。

8. 救済

当社グループが人権に対する負の影響を引き起こした、または助長したことが明らかとなった場合、適切な手続きを通じてその救済に取り組みます。

9. 情報開示

当社グループは、人権尊重の取り組みについて、ウェブサイト等に適切に情報開示します。

10. 適用法令

当社グループは、事業活動を行う各国・地域で適用される法令を遵守します。ただし、各国・地域の法令と、国際的に認められた人権の原則に矛盾がある場合には、国際的に認められた人権の原則を最大限に尊重するための方法を追求します。

2018年 3月28日制定

2021年10月27日改定

2024年 6月14日改定

久光製薬株式会社

代表取締役社長

中富 一榮